

# 由利本荘市優良技能者表彰要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、長年にわたり同一職種に従事する優秀な技能者を表彰することにより、技能者の社会的、経済的地位の向上及び技術の向上を促進し、ひいては技能人材の確保、育成を図るとともに、本市産業の持続的発展に資することを目的とする。

## (表彰基準)

第2条 この要綱による表彰を受けることができる者は、由利本荘市に居住する技能者で、次の各号に定める条件を満たすものとする。

- (1) 65歳以上で、同一職種において技能者としての経験が概ね30年以上の者
  - (2) 極めて優れた技能を有し、他の技能者の模範と認められる者
  - (3) 引き続きその職業に従事し、同一職種の指導的立場にある者
  - (4) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成28年由利本荘市規則第34号）第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者
- 2 後継者及び後進の育成、業界の発展に特に功績があると認められる者については、前項第1号の規定にかかわらず、表彰することができるものとする。

## (対象職種の範囲)

第3条 この要綱による表彰の対象となる職種の範囲は、別表のとおりとする。

## (調査・選考方法等)

第4条 各業種団体は、第2条に定める表彰基準に該当する者があるときは、功績調書を作成し、市長に推薦するものとする。

- 2 市長は、前項の推薦があったときは、刑罰調書及び住民票を添えて、優良技能者表彰選考委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の報告について、内容を調査の上、委員会の意見を求めなければならない。
- 4 市長は、委員会の審議を経て、優良技能者を決定するものとする。

## (委員)

第5条 委員会の委員は若干名とし、市長が各職種及び団体等の代表者の中から、その都度委嘱するものとする。

- 2 委員は、当該審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長等)

第6条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員会を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(表彰)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品を授与することによって行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別 表

表彰の対象となる職種	建築大工業、建具業、左官業、板金業、製畳業、塗装業、管工事業、電気工事業、表装業、石材業、造園業、調理師、菓子製造業、理容業、美容業、洋和裁業、印章業、自動車車体整備業、その他市長が認める業種
------------	--